

ID: 585

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	危害防止のための除却等措置命令(第87条の2及び第90条の準用における第9条第1項の準用)					
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の2及び第90条					
法令番号	昭和25年法律第201号					
【基準】						
<p>法第87条の2及び第90条の準用における法第9条第1項の規定による。</p> <p>(違反建築物に対する措置)</p> <p>第9条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p>						
長門市建築基準法の規定による意見の聴取手続に関する規則による						
備考						
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	年 月 日			